

Contents

- 1 【インド】近隣国からの投資に対する規制に関連する会社法規則の改正
- 2 【タイ】タイ個人情報保護法のガイドラインの発表について
- 3 【タイ】1991年小切手の使用違反に関する法律の廃止案について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】近隣国からの投資に対する規制に関連する会社法規則の改正

1. 近時の会社法規則の改正

インド企業省(Ministry of Corporate Affairs:以下「MCA」という)は、近時、複数のインド会社法(Companies Act, 2013)の施行規則の改正を公表した。同改正には、2020年プレスノート(※インドの外資規制に関して発行される通達)3号による近隣国からの投資に対する規制に関連する改正が含まれている。

2. 背景—2020年プレスノート3号による近隣国からの投資に対する規制

インド政府は、2020年4月17日付けで、2020年プレスノート3号を公表し、近隣国からの投資に対する規制を導入した。これにより、インドと陸上の国境を接する国からインドへの外国投資を行う場合、投資の対象となる事業分野を問わず、インド政府の事前承認が必要とされるようになった。同規制は、インド外為法(Foreign Exchange Management Act, 1999)及びその施行規則にも反映されている(以下、この規制のことを「**近隣国投資規制**」という)。

そのため、一般的には自動ルート(事後報告のみで外国直接投資が可能)での外国投資が認められている事業分野であっても、インドと陸上の国境を接する国からの投資である場合、政府ルート(外国直接投資に際し、インド政府の事前承認が必要となる)での投資が義務付けられるようになった。

インドと陸上の国境を接する国は、中国、バングラデシュ、パキスタン、ネパール、ブータン、ミャンマー、アフガニスタンである(なお、バングラデシュ、パキスタンからの投資は従前から規制されていた)。近隣国投資規制は、一般に、特に中国からの投資を念頭に置いたものと理解されており、コロナ禍において苦境に陥ったインド企業が

中国に買収されてしまうような事態を警戒したものと見られている。

日本は、「インドと陸上の国境を接する国」ではないものの、上記規制は実質的所有者(beneficial owner)による投資を捕捉しようとするものであるため、日本企業の株主(間接的な保有をする者を含む)に中国に所在する企業や個人が存在する場合には、近隣国投資規制の適用を受けることもありうるため、注意が必要である。

今回の会社法施行規則の改正は、2020年プレスノート3号による近隣国投資規制の導入を、インド会社法のレベルでも反映しようとしたものであると思われる。

2. 取締役選任における規制

MCAは、2022年6月1日付けで、Companies (Appointment and Qualification of Directors) Amendment Rules, 2022(以下「取締役選任規則改正規則」という)を公表した。

これにより、インドと陸上の国境を接する国の国籍保有者がインドの会社の取締役に選任されようとする場合、事前に内国省(Ministry of Home Affairs)による安全保障上の審査(security clearance)を受けなければならなくなった。審査結果は登記の際の当局への提出書類(取締役就任同意書)や Director Identification Number (DIN)(インドにおける取締役の個人識別番号)の申請書類に添付されることになる。また、取締役選任規則改正規則により審査が必要ない場合には、「審査が必要ない」旨の宣誓が要求される。

既存の取締役についての取り扱いは明示的な規定はないが、少なくとも再任の際には同様の審査等が必要になるものと思われる。

3. 株式の譲渡、会社の設立、企業再編の場面における宣誓の要求

MCAは、2022年5月4日付け会社法(資本金及び社債)規則改正規則(Company (Share Capital & Debentures) Amendment Rules, 2022)、2022年5月20日付け会社法(設立)規則第二改正規則(Companies (Incorporation) Second Amendment Rules, 2022)、2022年5月30日付け会社法(組織再編)規則改正規則(Companies (Compromises, Arrangements and Amalgamation) Amendment Rules, 2022)を公表した。

これにより、インドと陸上の国境を接する国の法人や個人が関与するインドの会社の株式の譲渡、インドの会社の設立、インドの会社と近隣国投資規制の対象国の会社との間の組織再編において、それぞれ近隣国投資規制の遵守についての誓約書の提出を求める旨の規制を導入した。

4. 株式の割当の場面における規制

MCAは、2022年5月5日付け会社法(目論見書及び有価証券割当)規則改正規則(Companies (Prospectus and Allotment of Securities) Amendment Rules, 2022)を公表した。

これによりインドの会社は、必要な政府承認、すなわち近隣国投資規制における政府の事前承認を得ない限り、インドと陸上の国境を接する国の会社又は個人からの当該会社の有価証券への投資を募集してはならないものとされた。株式の新規発行の場面における規制の遵守を確保しようとしたものと解される。なお、同会社法規則改正規則は第三者割当の場面のみを想定していると思われ、株主割当等の場面においては適用がないように思われる。

5. 総括

上記3及び4の規制は、近隣国投資規制の遵守を確保しようとしたものと思われ、手続的な負担は増えるものの、実質的には2020年プレスノート3号において企図されている規制と大きく変わるものではない。一方で、

上記 2 の取締役選任における規制は、株主レベルでの規制であった近隣国投資規制に加え、取締役レベルにおける規制を導入するものであり、実質的に 2020 年プレスノート 3 号の規制範囲を超える新たな規制が導入されたものといえる。

また、2020 年プレスノート 3 号による規制は、コロナ禍におけるインド企業の保護を目的とした一時的な規制となるのではないかと考えられていたが、今回の一連の改正からはインド政府は恒久的な制度とすることを目論むものであることが示唆されているように思われる。

なお、インドの外務省(Ministry of External Affairs)のウェブサイトによれば、インドはインドと陸上の国境を接する国からの投資の承認申請について、2020 年 4 月 18 日以降、347 件の申請を受け、このうち 66 件を承認し、193 件は不承認、撤回等となっている¹とのことである(2022 年 5 月 17 日現在)。

【インド】

弁護士 琴浦 諒

ryo.kotoura@amt-law.com

弁護士 大河内 亮

ryo.okochi@amt-law.com

¹ <https://indbiz.gov.in/india-approves-66-fdi-proposals-out-of-347-from-neighbouring-countries%EF%BF%BC/>

2.【タイ】 タイ個人情報保護法のガイドラインの発表について

タイ個人情報保護法(PDPA)は 2022 年 6 月 1 日に施行され、PDPA の適用の対象となった者が遵守すべき様々な義務が定められており、その具体的な要件についてはタイ個人情報保護委員会(PDPC)が制定する下部規則に委ねられていたものの、施行日を経過してもなお公表、施行されていない状況が継続していたが、2022 年 6 月 20 日に上記下部規則として 4 つの通達が公表されたため、以下のとおりお伝えする(なお、③を除く通達は同日施行され、②は同日から 180 日後に施行されることになっている。)。さらに、2022 年 6 月 21 日には当該 4 つの通達に関連してより実務的な手引書([ハンドブック](#))も公表された。

① [PDPC Notice on Security Measures of Data Controllers B.E. 2565](#)

本通達は、個人情報管理者(Data Controller)のセキュリティ対策に関する PDPA 第 37 条第 1 項に関連して制定されたものである。個人情報管理者は、個人情報の損失及び不正又は違法なアクセス、使用、修正及び開示を防ぐためにセキュリティ対策を講じる必要があるが、本通達によれば、当該セキュリティ対策は少なくとも以下の条件を満たさなければならない。

- (ア) 対象となる個人情報が文書形式か電子形式か、又はその他の形式であるかを問わず、セキュリティ対策は個人情報の収集、使用及び開示を対象とするものでなければならない。
- (イ) セキュリティ対策は、個人情報の収集、利用及び開示の性質及び目的に応じたリスクの程度並びに個人情報の侵害の可能性及び影響を考慮して、適切な組織的措置及び技術的措置(必要な物理的措置を含む。)からなるものでなければならない。
- (ウ) セキュリティ対策は、リスクの特定、当該リスク及び個人情報の侵害の監視並びに個人情報の侵害により生じた損害の処理及び救済を考慮しなければならない。
- (エ) セキュリティ対策は、リスクの程度に応じて、個人情報の機密性、完全性及びその可用性を維持できることを考慮しなければならない。
- (オ) 電子形式による個人情報の収集、利用及び開示については、サーバー、ソフトウェア及びアプリケーションなどの関連する IT システムを対象としたセキュリティ対策が講じられていなければならない。
- (カ) 個人情報へのアクセス、利用、変更、修正、削除又は開示に関しては、以下のような措置で構成されている必要がある。
 - i. 身分証明及び認証を伴うアクセスコントロール。最小特権の原則に従った need to know を基にしたアクセス権及び利用権の認可。
 - ii. ユーザーの登録、登録解除、管理、レビュー、削除又はアクセス権の調整を含む、適切なユーザーアクセス管理。
 - iii. 不正に又は許可なく個人情報にアクセス、使用、変更、修正、削除又は開示することを防止するためのユーザーの責任の指定。
 - iv. 個人情報へのアクセス、変更、修正、削除又は開示を確認し、追跡する方法。
- (キ) 個人情報保護方針、ガイドライン、個人情報保護対策等を通知する等、個人情報管理者の職員、従業員、利用者のプライバシー及びセキュリティに関する意識を高めるための措置を講じていること。
- (ク) セキュリティ対策は、適切なセキュリティ対策を効率的に維持するために、必要な場合又は技術の変化があった場合に見直さなければならない。個人情報の漏えいがあった場合には、本人の権利及び自由に影響を及ぼすおそれがない場合を除き、セキュリティ対策の見直しの必要性があるものとみなす。
- (ケ) 個人情報管理者と個人情報取扱者の間の契約を作成する場合、個人情報管理者は、この通知に従って、個人情報の損失及び不正又は違法なアクセス、使用、修正及び開示を防止するための適切な

セキュリティ対策を個人情報取扱者に求めることを検討しなければならない。

- (コ) 個人情報管理者が他の法令に基づき個人情報のセキュリティ対策を講じる義務を負う場合、個人情報管理者は当該他の法令を遵守するものとするが、当該セキュリティ対策は、本通知の最低要件を満たすものでなければならない。

② [PDPC Notice on Rules and Procedures for Records of Processing Activities of Data Processors B.E. 2565](#)

本通達は、PDPA 第 40 条第 1 項第 3 号に規定される「個人情報取扱者は、タイ個人情報保護法委員会 (PDPC) が定める規則及び手続きに従って個人情報処理活動の記録を整理及び保管する義務を負う」という点を明確化するために制定された。本通達では、個人情報取扱者は、①PDPC 事務局、②個人情報管理者、③PDPC 事務局又は個人情報管理者が指定する者が確認できるように、少なくとも以下の記録を書面又は電子形式で作成及び保管しなければならないと定められている。

- (ア) 個人情報取扱者及び(もしあれば)その代表者の氏名及び詳細。
- (イ) 個人情報管理者の氏名及び詳細。
- (ウ) 個人情報保護担当者の氏名及び詳細。
- (エ) 個人情報の収集、利用又は開示の内容(収集した個人情報及びその収集、利用又は開示の目的を含む。)
- (オ) 個人情報を海外に送信又は転送する可能性のある場合には、当該送信先、店頭先となる個人又は機関の区分。
- (カ) PDPA 第 40 条第 1 項第 2 号に基づくセキュリティ対策についての説明。

③ [PDPC Notice on Exemptions of Records for Small Data Controllers B.E. 2565](#)

本通達は、PDPA 第 39 条第 1 項各号(第 7 号を除く。)に規定される個人情報に関する記録の保管が免除される「小規模組織」の定義を示すものであり、具体的には下記に列挙された者が「小規模組織」に該当する。

- (ア) 中小企業振興法(the Small and Medium-Sized Enterprise Promotion Law)に基づく中小企業。
- (イ) 地域企業振興法(the Community Enterprise Promotion Law)に基づく地域企業。
- (ウ) 社会的企業振興法(the Social Enterprise Promotion Law)に基づく社会的企業。
- (エ) 協同組合法(the Cooperative Law)に基づく協同組合。
- (オ) 財団法人(the foundations)などの非営利団体。
- (カ) 家内事業その他類似の事業。

④ [PDPC Notice on Rules for Administrative Sanctions of Expert Committee B.E. 2565](#)

本通達は、PDPA 第 16 条 4 項及び第 90 条に関連して、PDPC が PDPA の違反行為を認定するための要素を以下のとおり定めている。

- (ア) 違反行為の内容(特に故意又は重過失がある場合)。
- (イ) 違反行為を構成する行為の重大性。
- (ウ) 違反行為を行った個人情報管理者又は個人情報取扱者の事業規模。
- (エ) 課される行政処分の効果、個人情報を提供した本人に生じた損害を救済する必要性及び救済の程度。
- (オ) 行政処分により本人が受ける利益、個人情報管理者、個人情報取扱者又は違反行為を行った者が受ける影響及び関連事業全体が受ける影響。
- (カ) 違反行為によって生じた損害の価額及びその重大性。
- (キ) 過去に同様の違反行為を行った個人情報管理者又は個人情報取扱者に対して課された行政処分及び措置のレベル。
- (ク) 過去に行政処分の対象となった事実の有無。
- (ケ) 違反行為を行った時点における個人情報管理者又は個人情報取扱者の責任のレベル及びセキュリティ対策の水準。
- (コ) 違反行為を行った時点における個人情報管理者又は個人情報取扱者の倫理、実務又はセキュリティ対策の水準。
- (サ) 違反行為を認識した後、個人情報管理者又は個人情報取扱者が本人に生じた損害を補償するために講じた救済措置。
- (シ) 個人情報管理者又は個人情報取扱者が本人に支払った補償金。
- (ス) その他関連する事実。

また本通達によれば、PDPC は、PDPA の違反のレベルに応じて、以下のとおり行政処分を下すものとする。

- (1) 違反行為が重大でない場合。

PDPC は、個人情報管理者又は個人情報取扱者に対し、違反行為の是正、中止又は停止を警告又は命令する。

- (2) 違反行為が重大な場合又は個人情報管理者もしくは個人情報取扱者が上記(1)の警告又は命令に従わない場合。

PDPC は個人情報管理者又は個人情報取扱者に対し、違反行為の深刻さを考慮して課徴金の支払いを命じ、追加の命令を出すことも可能である。課徴金の納付期限が経過したにもかかわらず、個人情報管理者又は個人情報取扱者が課徴金を納付しない場合、PDPC は個人情報管理者又は個人情報取扱者の財産を差し押さえ、競売に供することを命じる権限を有する。

以上のとおり、PDPA で遵守すべき一部の義務について上記通達により一定程度明らかになり、タイで活動する日系企業の一定の指針となるものと思われる。しかしながら、依然として抽象的な規定に留まっていることは否めず、引き続き他の下部規則等の制定の状況や PDPA の施行後の運用状況を注視する必要がある。

【タイ】

弁護士 安西 明毅
akitaka.anzai@amt-law.com
 弁護士 阿部 祐介
yusuke.abe@amt-law.com

3. 【タイ】 1991 年小切手の使用違反に関する法律の廃止案について

タイでは日々の業務において支払のために小切手を振出し、取引相手先から小切手を受け取ることも珍しくなく、小切手に関する法制はタイで業務を行っている日系企業にとっても関心の高いところである。

タイでは小切手の不渡りに関して、日本のような銀行取引停止処分を定めた法令はないものの、「1991 年小切手の使用違反に関する法律」(the Act Governing Offenses Arising from the Use of Checks B.E. 2534)により、刑事罰(6 万バーツ以下の罰金、若しくは 1 年以下の懲役又はその両方)の対象とされている。したがって、タイで小切手を利用する企業にとっては、小切手の不渡しを出すことは民事上の責任に加えて刑事上の責任も負うものであった。これはタイ法と日本法で大きく異なる点の一つであった。

今般、2022 年 6 月 21 日に、上記「1991 年小切手の使用違反に関する法律」を廃止する旨の閣議決定がなされた。今回の決定は、同法に対しては、行為に対して罪の重さがバランスを逸していること、および本来は民事上の責任を負わせることで足りるはずであり、詐欺的な態様での不渡しについては刑法の詐欺罪を適用することができるとの批判があったことに加え、支払方法として小切手の利用頻度が少なくなっており、クレジットカードやインターネットバンキング等の新たな支払方法が広まってきたという社会的な状況の変化に基づくものである。

今後国会の承認を経て同法は廃止され、官報に掲載されてから 120 日後に施行される予定であるが、現時点で具体的な時期は不明である。

なお、小切手の振出し時から詐欺的な意図を有していた場合には、刑法によって処罰の対象となることには引き続き留意されたい。

【タイ】

弁護士 安西 明毅

akitaka.anzai@amt-law.com

【論文】

✧ 石井 淳弁護士、西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。

「メキシコ法の概要(3)～契約法総論と販売代理店契約～」

掲載誌:国際商事法務(2022年6号)Vol.50, No.6(通巻720号)

出版社:一般社団法人国際商事法務研究所

✧ 西山 洋祐弁護士が下記の論文を執筆いたしました。

【連載】メキシコの仲裁法および仲裁実務

掲載サイト:Business Lawyers

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。